



2005年8月22日

大規模事業評価専門委員会
委員長 首藤 伸夫 様

築川のダムと自然を考える市民ネットワーク
代表 八幡 つぐ子

申 入 書

「築川ダム建設事業、築川道路改築事業（盛岡市）」の評価にあたり、県民の意向を適切に反映されることを願い、次のとおり申し入れます。

1. 大規模事業評価専門委員会が、私たち「築川のダムと自然を考える市民ネットワーク」をはじめ県民の意見を直接聴く機会を設けてくださること。
2. 意見聴取にあたっては、意見陳述者が推薦する専門家等の陪席・発言を認めてくださること。

【理由】

1. 本件事業は、多額の費用を要するとともに自然および社会環境に与える影響が大きく、県民の大きな関心事となっています。
2. 実施機関は、本件事業に関するパブリックコメントを募集しており、私たちもそれに応えて意見を提出するつもりでいます。しかし、実施機関の意見を付した報告のみでは一方的であり、県民の意見を正確に評価委員会に伝えるには、評価委員と直接意見交換を行える機会が必要です。
3. 築川ダム建設事業については、平成13年度に岩手県公共事業評価委員会において事業再評価が行われ、その際にも、私たちは当該事業に関して治水・利水両面にわたり事業の妥当性に疑問を呈する意見書を提出しました。しかし、実施機関の説明に基づく再評価は事業継続との判断でした。
ところが、その後の経過は、水道事業の大幅な縮小、かんがい事業の撤退と、私たちが危惧したとおりの結果となりました。評価委員会の席上、これら事業者はそろって当初計画通りの事業継続を求めていたにも関わらずです。このことは、事業継続を求める実施機関の説明のみで判断することの危険性を如実に物語っています。
4. 「政策等の評価に関する条例」は、「県民の意向を把握し、評価に適切に反映させるように努めなければならない。」（第3条）、と規定し、第14条第2項で、「委員会は、調査審議に当たり県民の意見を適切に反映させるため必要があると認めるときは、前項の規定によるほか、規則で定める方法により県民の意見を聴くことができる。」と定めています。条例の趣旨と規定に則り、直接、委員会が県民の意見を聴する機会を設けられることを切に希望します。